

裁判官増員と裁判所支部の充実を求める意見書

社会経済のグローバル化や規制緩和が進む現代社会にあって、格差や貧困が拡大し、さまざまな差別や虐待などの人権侵害、過労死、環境汚染、薬害事件等が後を絶たない。このような状況において、司法の役割はますます増大し、その中核に位置する裁判所の役割はさらに重要性を増している。

しかしながら、日常的な裁判官不足により、裁判官が一人で扱う事件の件数が多く、多忙で余裕がないことから、充実した裁判や市民が納得できる裁判を行うことへの支障が懸念されている。また、裁判官が常駐していない裁判所支部が全国で48カ所もあるなど、裁判所の機能低下により地域住民の裁判を受ける権利が損なわれてきている。

市民にとって身近で利用しやすく頼りがいがあり、市民一人一人が尊重され基本的人権が保障される「市民の司法」を実現するためには、公正かつ適正に紛争を解決し、人権救済をしていくことが求められており、最終的な司法判断を行う裁判所の機能や役割を一層拡充することが必要である。

よって、国においては、「市民の司法」実現のための司法改革を進め、裁判所の司法機能や役割を十分に果たすことができるよう、裁判官の大幅増員、裁判所予算の大幅増加及び裁判所支部の充実を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月19日

沼津市議会